（２）当事業者の都合でサービスを終了する場合
　人員不足等、止むを得ない事情により、このサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了１ケ月前までに文書で利用者に通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報を利用者に提供いたします。

（３）自動終了
　次の場合には、自動的にサービスを終了します。
　　ア　利用者が介護保険施設等に入院又は入所した場合
　　イ　利用者の要介護認定区分が非該当と認定された場合
　　ウ　利用者が亡くなった場合

５　指定居宅介護支援等に対する苦情

　当事業者の指定居宅介護支援等及び当事業者が作成した居宅サービス計画等に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談下さい。

（１）当事業所における苦情の受付

担 当 者	稲葉紀和・塚本裕一
電話番号	０５４－６５９－８１８１
受付時間	毎週月曜～金曜　８：３０～１７：３０

（２）行政機関その他苦情受付機関
○静岡市役所　介護保険課

所 在 地	静岡市葵区追手町５－１
電話番号	０５４－２２１－１３７７
受付時間	平日　８：３０～１７：１５

○国民健康保険団体連合会

所 在 地	静岡市葵区春日２－４－３４
電話番号	０５４－２５３－５５９０
受付時間	平日　９：００～１７：００

令和　　年　　月　　日

（事業者）
指定居宅介護支援等の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者）
この説明書により、指定居宅介護支援等に関する重要事項の説明を受けました。

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

重要事項説明書

　厚生省令第３８号第４条第１項及び厚生省令第３７号第４条第１項の規定に基づき、当事業所の指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に関し、利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１　事業者の概要

（１）名称等

事業所名称	ラポーレ駿河居宅介護支援事業所
所　在　地	静岡市葵区羽鳥６丁目４－１８
電 話 番 号	０５４－６５９－８１８１
法人種別及び名称	社会福祉法人　駿河会
代 表 者 職	理事長
代表者氏名	小嶋　康則
管理者氏名	稲葉　紀和
介護保険事業所番号	２２７４２０８１９４
指定年月日	居宅介護支援事業　平成２８年　５月　１日 介護予防支援事業　令和　６年　４月　１日
交 通 の 便	静岡鉄道バス　藁科線　服織小学校入口バス停下車 （ＪＲ静岡駅から約２０分） 自動車　国道３６２号線　藁科川沿い千頭方面へ （ＪＲ静岡駅から約１５分、東名高速静岡インターから約２０分）
サービスを提供する 通常の実施学区･地域	中藁科、服織西、南藁科、服織 西ヶ谷、安倍口新田、与左衛門新田、安西、田町、向敷地 ※その他の地域は要相談

（２）職員の概要

管理者	１名
介護支援専門員	３名以上
当事業所は、国の定める居宅介護支援事業所の人員基準と特定事業所加算(Ⅱ)の要件(常勤専従の主任介護支援専門員を１名、常勤専従の介護支援専門員３名)を満たす体制を整えております。	

（３）営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日を除く
営　業　時　間	午前８時３０分から午後５時３０分まで

（４）第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	有
実施した年月日	社会福祉法人　駿河会　ホームページ上で公開
実施した評価機関	一般社団法人　日本能率協会
評価結果の開示	社会福祉法人　駿河会　ホームページ上で公開

２　指定居宅介護支援及び指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」といいます。）の概要

（1）指定居宅介護支援等の内容

項　　目	内　容　・　方　法　等
要支援・要介護認定等の申請代行	利用者の要支援・要介護認定等（更新認定を含む）に係る申請について、利用者の意思を確認した上で、申請の代行等の必要な援助を行います。
居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下「居宅サービス計画等」といいます。）の作成	利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及び家族の希望等を考えて、居宅サービス計画等を作成します。利用者は複数の居宅サービス又は介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業の事業所（以下「居宅サービス事業所等」といいます。）の紹介や、その事業所を居宅サービス計画等に位置付けた理由の説明を求めることができます。
居宅サービス事業者等との連絡調整	作成した居宅サービス計画等に基づくサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業所等との連絡調整その他便宜の提供を行います。
居宅サービス計画等作成後の管理（居宅サービス計画等の変更等）	居宅サービス計画等の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画等がどのように実施されているかを把握し、必要に応じて居宅サービス計画等の変更その他の便宜の提供を行います。
介護保険施設への紹介	利用者がその居宅における日常生活が困難になったと認める場合、あるいは利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

（2）指定居宅介護支援等の利用に当たって

項　　目	内　　容
医療機関との連携の強化	怪我や疾患により入院となった場合は、入院先の医療機関に、担当ケアマネジャーの氏名や事業所名、連絡先等を伝えて下さい。
サービス提供困難時の対応	利用申込み者に対し自ら適切な指定居宅介護支援等を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じます。
サービスの質向上の方策	介護支援専門員の質的向上を図るため、採用時研修を採用後１か月以内、継続研修を年１回行います。
介護支援専門員を変更する場合の対応	介護支援専門員の交替を希望する場合には、業務上不適当と認められる事情を明らかにして、支援事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。
プライバシーの尊厳	支援事業者及び介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を負います。
事故発生時の対応	指定居宅介護支援等を提供する上で事故が発生した場合には速やかに家族、市町村に連絡を行い、必要な措置を講じます。又利用者に損害を与えた場合には、速やかに損害賠償を行います。
個人情報の取り扱い	利用者の個人情報は適切に管理し、利用者の求めに応じて内容を開示します。また、個人情報の使用に関しては予め個人情報の使用に係る同意書により同意の上、使用します。テレビ電話等を使用したサービス担当者会議を開催する際は、厚生労働省の推奨する取り扱い方法を遵守します。
虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待防止の指針を整備し、担当者を置き、委員会の開催や研修の実施等、必要な措置を講じます。
業務継続に向けた取り組み	感染症や非常災害の発生した場合でも、利用者に指定居宅介護支援等が提供できるように業務継続計画を策定し、研修及び訓練等を実施します。
衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のため、感染症に対する指針を整備し、担当者を置き、委員会の開催や研修及び訓練等、必要な措置を講じます。
身体的拘束等の原則禁止	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録し、２年間保存します。

３　利用料金

（1）利用料金

原則として利用者には居宅サービス計画等の作成料等は請求しません。

ただし、利用者の被保険者証に支払方法変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、償還払いとする旨の記載）があったときは、１ケ月につき要介護度に応じて下記の料金をいただきます。

この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、利用者の現住所地の市町村窓口に提出して、払い戻しを受けて下さい。

要　介　護　度	利　　用　　料
要支援１～２	４，９１８　円
要介護１～２	１１，３１６　円
要介護３～５	１４，７０２　円

＊　その他、下記の加算が該当する場合は算定されます。
特定事業書加算Ⅱ　4,210 円（要介護１～５が対象です）
初回加算　3,000 円、緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円（月２回まで）
入院時情報連携加算　2,000 円～2,500 円（１回まで）
退院・退所加算 4,500 円～9,000 円（入院又は入所期間中１回まで）
通院時情報連携加算 500 円（月１回まで）、ターミナルケアマネジメント加算 4,000 円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算　240 円～710 円

＊　上記金額に国が示した地域区分ごとの報酬単価の上乗せがあります。

＊　上記金額は国又は静岡市で定められたもので、規定に変更があった場合は、それに準ずることになります。

（2）交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	無　　料
上記以外にお住まいの方	交通費　実費 （通常の実施地域の範囲を越えたところから１ｋｍにつき３０円）

＊　交通費の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けてからになります。

（3）支払い方法

利用者が当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払方法については、月毎の精算とします。
毎月１０日までに前月分の請求をしますので、５日以内にお支払い下さい。

４　サービスの終了

（1）利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者はいつでも契約を解約できますが、次の場合には、解約料をいただきます。

ア　契約後、居宅サービス計画等作成途上で、利用者の申し出により解約した場合	要支援１～２　４，９１８　円 要介護１～２　１１，３１６　円 要介護３～５　１４，７０２　円
イ　市町村への居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出終了後において、又居宅サービス計画等に取りかかっていない場合	解約料はかかりません。
ウ　その他解約により当事業者に不測の損害を生じさせる場合	アに準じた解約料

＊　この他、当事業者は、利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。